



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 日本食品化工株式会社  
代表者名 代表取締役 鈴木慎一郎  
社長執行役員  
(コード番号 2892 東証第2部)  
問合せ先 総務部長 伊藤 剛  
(TEL. 03-3212-9111)

## 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 96 期定時株主総会（以下「本株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本株主総会において、単元株式数変更および発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案ならびに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする株式併合を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式  
②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済み株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	32,000,000 株
併合により減少する株式数	25,600,000 株
併合後の発行済株式総数	6,400,000 株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	1,432 名 (100.00%)	32,000,000 株 (100.00%)
5 株未満	72 名 ( 5.03%)	82 株 ( 0.00%)
5 株以上	1,360 名 ( 94.97%)	31,999,918 株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満をご所有の株主様 72 名 (所有株式数 82 株) は、株主の地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法 194 条第 1 項および定款の規定により、自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日を持って、株式併合割合 (5 分の 1) に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	128,000,000 株
変更後の発行可能株式総数 (平成 29 年 10 月 1 日付)	25,600,000 株

#### (4) 株式併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数変更および発行可能株式数の変更に関する定款の一部変更議案が現案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 3. 主要日程

(1) 平成 29 年 5 月 30 日 取締役会決議日

(2) 平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会開催日

(3) 平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数変更、株式併合、定款変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

#### 4. その他

本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

(添付資料) 【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

↗

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。  
 今回当社では平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。  
 今回当社では 5 株を 1 株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成 30 年 10 月 1 日とされています。  
 当社は、上場企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、当社株式について 5 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

### Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有の株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合には切捨てます。）となります。また、効力発生後の議決権個数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。  
 株式併合および単元株式数変更の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,033 株	1 個	206 株	2 個	0.6 株
例③	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例④	103 株	なし	20 株	なし	0.6 株
例⑤	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

・株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」という）が生じた場合

(上記例②、④、⑤)は、すべての端数株式を会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数株式が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の代金は、平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

- ・効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の株主様（上記例⑤）は、株式併合により、すべての所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。

**Q 5. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。**

A 5. 株式併合前に単元未満株式の買増しまたは買取り請求制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 6. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。**

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の当社株式数は 5 分の 1 となりますが、1 株あたりの純資産額は 5 倍となります。また、理論上の 1 株あたりの株価は、併合後の 5 倍となります。

**Q 7. 株式併合後に受取る配当金はどうなりますか。**

A 7. 株式併合により株主様のご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後に併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

**Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか**

A 8. 特にお手続きの必要はございません。

#### 【お問い合わせ先】

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）